

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2022 年 2 月 22 日

株式会社商船三井

2022年2月22日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
株式会社商船三井
代表取締役 橋本 剛

当社は、2021年12月10日付で商船三井ドライバルク株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社の不定期船事業、木材チップ船事業及びパナマックス事業（鉄鋼産業・国内電力向けを除く。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

1. 吸収分割契約書

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本件分割に際して、承継会社は、金銭等の対価の交付を行いません。承継会社は当社の完全子会社であることから、承継会社が本件分割に際して当社に対して金銭等の対価の交付を行わないことは相当と考えております。

また、対価の交付は行わないことから、承継会社の資本金及び準備金は変更しません。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容
該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容

当社は、2021年11月30日開催の取締役会において、連結子会社であるダイビル株式会社及び株式会社宇徳の株券等を公開買付けにより取得することを決議し、各公開買付けを2021年12月1日から2022年1月18日の期間で実施しました。当社は、2022年1月18日をもって、ダイビル株式会社及び株式会社宇徳に対する上記各公開買付けを終了し、応募株券等の全部の買付けを行っています。ダイビル株式会社の株券等に対する公開買付けの買取価格総額は77,441,405,800円、株式会社宇徳の株券等に対する公開買付けの買取価格総額は8,835,813,525円です。

7. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社

本件分割後、当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(2) 承継会社

本件分割後、承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

以上

別紙 1 【吸収分割契約書】

(次頁以降に添付)



吸収分割契約書

株式会社商船三井（以下「甲」という。）及び商船三井ドライバルク株式会社（以下「乙」という。）は、不定期船事業、木材チップ船事業及びパナマックス事業（鉄鋼産業・国内電力向けを除く。）（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社商船三井

住所：東京都港区虎ノ門2丁目1番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：商船三井ドライバルク株式会社

住所：東京都港区虎ノ門2丁目1番1号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i) 法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は(ii) 本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、一切の対価を交付しないものとする。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2022年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を省略して本件分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を省略して本件分割を行うものとする。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年12月10日

(甲) 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
株式会社商船三井
代表取締役 橋本 剛



(乙) 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
商船三井ドライバルク株式会社
代表取締役 菊地 和彦



承継対象権利義務明細

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

1. 承継する資産及び負債

効力発生日において本件事業に属する一切の資産及び負債（契約にかかる契約上の地位及びこれに付随する権利義務の承継については、本承継対象権利義務明細第2項及び第3項において別途定めるとおりとする。）。ただし、次に掲げるものは除く。

- ① 仕組船に関する SPC 株式
- ② リース船に関する SPC 株式
- ③ 政策保有株式
- ④ その他甲乙協議の上合意したもの

2. 承継する雇用契約等

本件事業に主として従事する甲の従業員（正社員、契約社員、パート、アルバイトのほか、内定者（本件事業に主として従事することが予定されている者）を含む。）との雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務は、本件分割によっては、乙に承継されないものとする。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した航海傭船契約、定期傭船契約、燃料購買契約、代理店契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、次に掲げる契約及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務は除く。

- ① 仕組船に関する SPC と甲との間の傭船契約
- ② リース船に関するリース会社と甲との間の BBC 契約及び SPC と甲との間の傭船契約
- ③ 2012 年～2013 年頃より継続する船主救済策案件に係る甲と船主の傭船契約
- ④ 法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるもの
- ⑤ その他甲乙協議の上合意したもの

(2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

(3) 訴訟等

本件事業に関する訴訟等のうち、甲乙協議の上合意したもの。

以上

別紙2 【吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等】

(次頁以降に添付)

第 50 期 計 算 書 類

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

商船三井ドライバルク株式会社
(旧社名 商船三井近海株式会社)

貸借対照表
(2021年3月31日 現在)

科目 (資産の部)	金額 千円	科目 (負債の部)	金額 千円
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	1,476,781	営業未払金	2,210,281
営業未収金	900,004	短期借入金	120,000
短期貸付金	3,867,461	未払法人税等	1,105
立替金	20,599	未払費用	45,901
貯蔵品	1,055,985	前受金	696,871
繰延及び前払費用	1,553,871	預り金	83,531
代理店債権	588,148	代理店債務	43,106
その他流動資産	81,991	賞与引当金	49,407
流動資産合計	9,544,845	その他流動負債	10,284
		流動負債合計	3,260,490
II 固定資産		II 固定負債	
有形固定資産		長期借入金	450,000
傭船付加設備	566	退職給付引当金	140,495
器具備品	880	役員退職慰労引当金	50,900
有形固定資産合計	1,446	固定負債合計	641,395
無形固定資産		負債合計	3,901,885
電話加入権	3,118	(純資産の部)	
ソフトウェア	67,919	I 株主資本	
無形固定資産合計	71,037	資本金	660,000
投資その他の資産		資本剰余金	15,731
投資有価証券	10,107	資本準備金	15,731
関係会社株式	25,184	利益剰余金	8,402,208
長期貸付金	3,044,609	利益準備金	62,625
繰延税金資産	45,794	その他利益剰余金	8,339,583
その他投資等	178,688	別途積立金	9,500,000
貸倒引当金	△ 68,497	繰越利益剰余金	△ 1,160,416
投資その他の資産合計	3,235,887	自己株式	△ 126,500
固定資産合計	3,308,371	株主資本合計	8,951,440
		II 評価・換算差額等	
		繰延ヘッジ損益	△ 109
		評価・換算差額等合計	△ 109
		純資産合計	8,951,330
資産合計	12,853,216	負債・純資産合計	12,853,216

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

科 目	金 額	千円
I 売上高		
運賃	19,573,791	
貸船料	666,580	
他船取扱手数料	88,413	
その他海運業収益	87,707	
	20,416,492	
II 売上原価		
運航費	8,011,817	
借船料	11,124,112	
	19,135,929	
売上総利益		1,280,562
III 販売費及び一般管理費	1,246,398	
	1,246,398	
営業利益		34,163
IV 営業外収益		
受取利息配当金	44,845	
燃料スワップ利益	58,868	
その他営業外収益	1,913	
	105,627	
V 営業外費用		
支払利息	3,570	
為替差損	20,697	
その他営業外費用	934	
	25,201	
経常利益		114,589
VI 特別損失		
固定資産除売却損	1,406	
貸倒引当金繰入額	750	
ゴルフ会員権評価損	550	
貨物事故損失	46,605	
	49,312	
税引前当期純利益		65,277
法人税、住民税及び事業税		44,472
法人税等調整額		△ 16,921
当期純利益		37,726

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

単位：千円

項目	株主資本							株主資本 合計		
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	利益剰余金 合計			
	資本金	資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				別途積立金	繰越利益 剰余金				その他利益剰余金 合計	
2020年4月1日残高	660,000	15,731	62,625	9,500,000	△ 1,198,143	8,301,856	8,364,481	△ 126,500	8,913,713	
当期変動額										
当期純利益					37,726	37,726	37,726		37,726	37,726
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	37,726	37,726	37,726	—	37,726	37,726
2021年3月31日残高	660,000	15,731	62,625	9,500,000	△ 1,160,416	8,339,583	8,402,208	△ 126,500	8,951,440	

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
2020年4月1日残高	△ 165	△ 165	8,913,547
当期変動額			
当期純利益			37,726
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	56	56	56
当期変動額合計	56	56	37,782
2021年3月31日残高	△ 109	△ 109	8,951,330

個別注記表

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - a 時価のあるもの
決算日(期末日)の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - b 時価のないもの
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品：先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
主に定率法によっております。なお、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) 長期前払費用
定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
6. 運賃収益及び運賃収益に係る費用
航海完了基準によっております。
7. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金利息
通貨スワップ	外貨建予定取引
商品先物	船舶燃料
 - (3) ヘッジ方針
当社の内部規程である「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程(燃料関係)」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動比率等を基礎にして判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。
8. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
9. 千円未満を切り捨てて表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,704 千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	4,544,559 千円
長期金銭債権	3,108,893 千円
短期金銭債務	82,664 千円

3. 保証債務

以下の関係会社について、借入債務等に対し債務保証を行っております。

被保証者	保証金額 (千円)	被保証債務の内容
CASA BLANCA MARITIME S.A.	230,625	船舶設備資金借入金
CEREZA MARITIME S.A.	365,930	〃
EASTSEA SHIPPING LINE S.A.	665,500	〃
FOREST NAVIGATION S.A.	659,944	〃
KAORU NAVIERA S.A.	1,470,000	〃
MARINA BLANCO S.A.	29,734	〃
MARINA CORAL LINE S.A.	484,925	〃
MARINA RUBY S.A.	346,800	〃
MONTE MARINA S.A.	665,500	〃
OCEAN REY MARINE S.A.	570,526	〃
OLTOK MARINE S.A.	58,125	〃
VIOLA NAVIERA S.A.	867,000	〃

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業収益のうち	229,600 千円
営業費用のうち	4,271,957 千円
営業取引以外の取引高	78,816 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,320,000 株	—	—	1,320,000 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	12,650 株	—	—	12,650 株

【税効果会計に関する注記】

(繰延税金資産の発生の主な原因別内訳)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	669,321 千円
特定外国子会社留保所得	20,524 千円
賞与引当金否認	15,128 千円
賞与法定福利費未払金	2,438 千円
未払事業税	196 千円
退職給付引当金否認	43,019 千円
役員退職慰労引当金否認	15,585 千円
ゴルフ会員権評価損否認	23,134 千円
未収傭船料精算金等	18,417 千円
繰延ヘッジ損益	48 千円
繰延税金資産小計	807,766 千円
評価性引当額	△ 762,020 千円
繰延税金資産合計	45,794 千円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入によっております。

営業未収金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金は、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金は、主に設備資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブは、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び船舶燃料油の価格の変動に対するヘッジを目的とした燃料油スワップであります。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注1)(注2)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	1,476,781	1,476,781	—
(2) 営業未収金	882,712	882,712	—
(3) 短期貸付金	1,801,033	1,801,033	—
(4) 長期貸付金	5,111,037	5,131,655	20,617
(5) 営業未払金	(2,125,013)	(2,125,013)	—
(6) 長期借入金	(570,000)	(571,857)	(1,857)
(7) デリバティブ取引(*2)	(157)	(157)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業未収金

短期間で決済され、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期貸付金は、信用リスクが大きく変化していませんので、時価は当該帳簿価額によっております。

貸借対照表計上額には、短期へ振り替えられた2,066,427千円が含まれております。

(5) 営業未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は、信用リスクが大きく変化していませんので、時価は当該帳簿価額によっております。

貸借対照表計上額には、短期へ振り替えられた120,000千円が含まれております。

(7) デリバティブ取引

取引先金融機関及び商社等から提示された価格等に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

(注2) 下記非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を評価することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

「投資有価証券 その他有価証券」：(貸借対照表計上額 10,107千円)
「関係会社株式 子会社株式」：(貸借対照表計上額 25,184千円)

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社

名称	議決権等の 所有割合 (%)	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容	取引内容 (注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
株商船三井	-	100.0	資金の貸付 (グループファイナンス) 役員の兼任あり	資金の貸付	600,062	短期貸付金	1,801,033

2. 子会社

名称	議決権等の 所有割合 (%)	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容	取引内容 (注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
CASA BLANCA MARITIME S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	債務保証	230,625	長期貸付金	740,000
CEREZA MARITIME S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 債務保証	4,200 365,930	短期貸付金 長期貸付金	4,200 9,450
EASTSEA SHIPPING LINE S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 債務保証	37,360 665,500	短期貸付金 長期貸付金	37,360 195,740
FOREST NAVIGATION S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 債務保証	2,680 659,944	短期貸付金 長期貸付金	2,680 10,520
KAORU NAVIERA S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 債務保証	21,360 1,470,000	短期貸付金 長期貸付金	21,360 239,900
MARINA BLANCO S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	債務保証	59,420	短期貸付金	931,000
MARINA CORAL LINE S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 債務保証	10,000 484,925	短期貸付金 長期貸付金	10,000 22,500
MARINA PEARL LINE S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 被債務保証	136,680 570,000	短期貸付金 長期貸付金	136,680 512,350
MARINA RUBY S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 債務保証	60,400 346,800	短期貸付金 長期貸付金	60,400 211,400
MONTE MARINA S.A.	100.0	-	船舶の備船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 債務保証	40,068 665,500	短期貸付金 長期貸付金	40,068 210,337

名称	議決権等の 所有割合 (%)	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容	取引内容 (注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
OCEAN REY MARINE S.A.	100.0	-	船舶の傭船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 債務保証	5,680 570,526	短期貸付金 長期貸付金	5,680 23,940
OLTOK MARINE S.A.	100.0	-	船舶の傭船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	債務保証	58,125	短期貸付金	780,000
VIOLA NAVIERA S.A.	100.0	-	船舶の傭船 資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の回収 債務保証	35,160 867,000	短期貸付金 長期貸付金	35,160 866,610

3. 親会社の子会社

名称	議決権等の 所有割合 (%)	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容	取引内容 (注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
商船三井 テクノレード(株)	-	-	船舶燃料、船用品の 購入	船舶燃料、船 用品の購入	233,654	営業未払金	48,143

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付のうち親会社に対するものについては、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、貸付金利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 海外子会社への貸付金利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 海外子会社への貸付金に係る金銭消費貸借契約には抵当権設定条項がありますが、抵当権設定留保しております。
5. 海外子会社の借入債務については、担保の差入及び保証料の受取なしに債務保証しております。
6. 海外子会社からの被債務保証については、担保の差入及び保証料の支払をしておりません。
7. その他関連当事者との取引は、一般の取引条件と同様に決定しております。

4. 親会社に関する情報

株式会社 商船三井(東京証券取引所に上場)

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 6,846円93銭
2. 1株当たり当期純利益 28円86銭

事業報告(2020年4月～2021年3月)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2020年前半の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大、それに伴う行動制限や外出自粛の動きを受け、1930年代世界恐慌以来最悪の景気後退となり、通年での各国GDPは早期に感染拡大を封じ込めた中国を除き、先進国・新興国で軒並み前年割れとなりました。特に上期には世界中で貿易が停滞し、アジアでも海上荷動きが鈍化しました。

下期には中国の経済回復、各国の経済対策、ワクチン開発・普及への期待などにより景気や荷動きが活発化し、中国を始めアジア発着の海上貿易量はある程度回復しています。

そのような厳しい事業環境の中、当社に於いては、売上高は204億16百万円(前期比43億82百万円減)、営業利益は34百万円(前期は4億91百万円)、経常利益は1億14百万円(前期は4億45百万円)、当期純利益は37百万円(前期は3億86百万円)となり、前期の業績を大幅に下回りましたが利益を確保することができました。

前期との比較

	2019年度	2020年度	差異
売上高 (千円)	24,799,439	20,416,492	△4,382,947
営業利益 (千円)	491,623	34,163	△457,460
経常利益 (千円)	445,169	114,589	△330,580

(2) 主要な事業内容及び各営業グループの概況

当社はツインデッカーや小型のばら積み船を運航し、極東・東南アジアを中心に、その他インド、豪州、北米までを対象にした海上貨物輸送行っております。4つの営業グループがあり、それぞれの概況は次の通りです。

① 鋼材営業グループ

コロナ禍で輸出鋼材が減少した中、比較的影響が小さい地域へのスポット案件獲得や船腹調整を含めたコスト削減に勤しみました。又、ミル鋼材以外の集荷を一層強化する事で採算の維持に務めました。とりわけ当期から本格的に開始した韓国寄港は軌道に乗り採算向上に寄与しました。下期にはコロナ禍からの景気回復が早まり、東南アジアでの自動車生産が回復したことで輸出鋼材も回復傾向となり、結果として下期予算を上回ることが出来ました。

② 輸入営業グループ

コロナ禍の混乱で東南アジアからの全体的な荷動きは鈍く、また荷揃い遅延や寄港地に入港出来ないといった不測の事態も発生したため、上期は大きなマイナス影響を受けました。安定供給が必要な発電用途のバイオマス燃料輸入はそのような環境下でも順調に増加し、所期の目標数量を達成することができました。バイオマス貨に牽引されるかたちで他の復航貨物運賃市況も下期には緩やかな上昇を辿りましたが、一方で下期に急改善した北航備船市況との逆鞘が生じ、大きな改善には至りませんでした。

③ 重量物営業グループ

従来よりルールとプロジェクト貨物をコア貨物と位置付けていましたが、当期はコロナ禍により予定されていたプロジェクトが軒並み遅延した為、鋼材営業・輸入営業グループ配船への追積み貨物集荷によるツインデッカー事業の収益向上に注力しました。また輸入鉄骨などスポット貨物の成約や他船社サービスを活用した運送による利益確保に積極的に取り組む事で、グループの予算を達成する事が出来ました。その他の営業活動と致しましては風力発電関連部材の情報収集、展示会出展などの活動を実施致しました。

④ 不定期船グループ

コロナ禍で始まった上期は、特にロックダウンによる需要減退の影響を受けた東南アジア向けを始めとして、市況も冷え込み荷繰りに苦戦する時期もあり、船腹コスト低減等で収支悪化を最小限に留めました。下期に入り経済活動が回復し始め、適切な荷量を確保しながらスポットや短中期での船腹を拡充、第4四半期には用船料市況がコロナ以前を上回るレベルに達したことも追い風となり、期初予算を上回る収益を上げることが出来ました。

(3) 対処すべき課題及び商船三井ドライバルク部門との事業統合

「事業環境の変化に対応した組織作り」という課題への具体的な取り組みが、統合新会社の設立です。当社を取り巻く事業環境は、日本マーケットの縮小、脱・炭素社会に向けた荷動きの変化、環境や社会へのより一層の配慮、気候変動による気象・海象の激甚化、船舶や海運サービスのデジタル化と技術革新等、急激に変化しています。一方、当社単独の陣容や要員数ではそうした変化への対応に限界があり、2020年12月、当社は商船三井のドライバルク部門と事業統合することを決定しました。

2021年4月に発足した新会社では、いかにして変化する事業環境や輸送ニーズに柔軟に対応し顧客に付加価値あるサービスを提供していくか、そのことを通じ社会に貢献し、かつ会社を持続的に発展させていくかが課題となります。当社は安全運航の徹底を事業の基本に据え、統合会社社員の融合によるしなやかで強い組織作り、事業統合による営業力・提案力の向上や総合力・相乗効果の追求、一層の合理化、運航効率の向上、様々な変動リスク管理の工夫等により、この課題に取り組んでいきます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2017年度 第47期	2018年度 第48期	2019年度 第49期	2020年度 第50期
売上高 (千円)	22,995,611	26,003,819	24,799,439	20,416,492
営業利益 (千円)	△1,243,844	△127,352	491,623	34,163
経常利益 (千円)	△722,536	221,644	445,169	114,589
当期純利益 (千円)	△713,552	174,035	386,014	37,726
1株当たり当期純利益(円)	△545.80	133.12	295.27	28.86
総資産 (千円)	12,896,197	12,622,704	12,260,886	12,853,216
純資産 (千円)	8,353,625	8,527,102	8,913,547	8,951,330

(5) 設備投資並びに資金調達の現況

- ① 当期においては重要な設備投資等はありませんでした。
- ② 当期においては重要な資金調達はありませんでした。

(6) 主要な借入先

借入先	借入額
(株)新生銀行	570,000 千円

(7) 主要な営業拠点等

名称	所在地
本社	東京都
阪神事務所	兵庫県
バンコク駐在員事務所	タイ
ジャカルタ駐在員事務所	インドネシア
シンガポール事務所	シンガポール
ソウル事務所	韓国
上海事務所	中国
ムンバイ事務所	インド

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
81名	+2名

(注) 上記従業員数には他社からの出向者3名が含まれております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は(株)商船三井で、同社は当社の株式を 1,307,350株(議決権比率 100%)保有しております。

イ 親会社との関係

当社は、親会社と海上貨物輸送の取引並びに親会社へ資金の貸付を行っています。

ロ 親会社等との間の取引に関する事項

各該当市場の動向に基づき、一般の取引条件と同様に、社内規定に則り取締役会等で審議の上、取引毎にその適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

当社には、船舶の建造・所有・管理を行うためにパナマ国に設立したCASA BLANCA MARITIME, S.A.社他14社の子会社(当社による議決権所有比率100%)を所有しております。

(10) その他会社の現況における重要な事項

2月10日開催の臨時株主総会に於いて2021年4月1日付けで商船三井ドライバルク株式会社へと商号が変更されることが決定いたしました。また、同臨時株主総会に於いて菊地和彦氏、中島正歳氏の2名が2021年4月1日付で取締役就任することが決定いたしました。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況

- ① 発行済株式の総数 1,320,000株
- ② 株主数 1名
- ③ 株主

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況
	持株数	持株比率	
(株)商船三井	1,307,350株	100%	-

(注) ①当社は自己株式12,650株を保有しております。

②持株比率は発行済株式の総数から自己株式12,650株を除いて計算しております。

(2) 会社役員状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役、社長執行役員	永田 健一	
取締役、専務執行役員	宮部 基	営業本部長、鋼材営業グループ、輸入営業グループ 担当
取締役、常務執行役員	稲葉 潔	海技・安全グループ、船舶管理・保船室、CSR・広報統括室 担当
取締役、常務執行役員	柿嶋 由希江	人事総務グループ、財務経理グループ 担当
取締役、執行役員	辺見 耕司	営業本部副本部長、重量物営業グループ、不定期船グループ、業務グループ 担当
取締役、執行役員	星野 淳	経営企画グループ、船舶管理・保船室、CSR・広報統括室 担当
取締役	片桐 俊之	(株)商船三井ドライバルク営業統括部長
常勤監査役	仁子 利幸	
監査役	志田 一孝	(株)商船三井 経営監査部プロジェクトリーダー
監査役	宮崎 妙子	(株)商船三井ドライバルク営業統括部 統括チームリーダー

(注) 当期中の異動

- ① 2020年6月24日開催第49期定時株主総会において、新たに宮部基氏が取締役に、仁子利幸氏、志田一孝氏が監査役に、各々就任いたしました。
- ② 2020年6月24日開催第49期定時株主総会終結時を以って、関澤圭介氏は専務取締役に、真鍋祐治氏は監査役に、各々退任いたしました。
- ③ 2021年3月31日を以って、永田 健一氏は取締役に、宮崎 妙子氏は監査役に退任いたしました。

- (3) 会計監査人の状況
会計監査人の名称 有限責任あずさ監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会決議によって制定しております「内部統制システム構築の基本方針」に定める業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「コンプライアンスを尊重し透明性の高い経営を行なうこと」を企業理念のひとつに掲げ、取締役、使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス規程第4条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。
- ② 取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わり、共に、取締役会の一員として、相互に職務の執行を監視する。
- ③ 取締役会は常勤取締役会を設置し、同会は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行なう。
- ④ 取締役会は、監査役が監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については文書保存規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。
- ② 特定個人情報に関しては「特定個人情報基本方針」に則り「マイナンバー管理規程」の遵守を徹底する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、常勤取締役会はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

- ① 景気動向及び市況リスク
当社の主たる事業である海上輸送の分野において、荷動きは世界各国の景気動向や商品市況の影響を受けるため、船舶などの投資に係る重要案件は関係取締役による予備審議を行い、リスクの把握、分析及び評価を経た上で意思決定機関に付議する。
- ② 船舶の安全運航
常勤取締役会の下部機関として社長を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行ない、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。
また、万一、不慮の事故が発生した場合は災害・事故対策要綱に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。
- ③ 市場リスク
船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動および金利の変動などの市場リスクについて市場リスク管理方針に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は取締役会規程により適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として常勤取締役会においてあらかじめ審議する。

- ② 常勤取締役全員により構成される常勤取締役会は、常勤取締役会規程により原則として月2回開催する。また、常勤取締役会は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- ③ 職務権限規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役は業務の執行を行なう。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、管理部門担当の役付取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- ② コンプライアンス規程第4条に行動基準を定め、この遵守を図る。
- ③ 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する報告・相談のため、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス相談窓口を含む報告・相談システムを整備し、運用を行なう。

(6) 当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 商船三井グループ企業理念に沿い、必要な規則の整備を図る。
- ② 親会社の(株)商船三井の管理担当部に対して、定められた重要経営事項についての報告を行う。
- ③ コンプライアンス規程第12条に当社役職員の(株)商船三井コンプライアンス相談窓口への報告可能な規程を定め、コンプライアンスの徹底を図る。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項。

- ① 監査役の職務を補助する組織を人事総務グループとする。
- ② 監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制。

- ① 取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。
- ② コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- ③ 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。

4. 業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は定期的開催し、取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っており、各監査役は独立した立場から経営の監視・監督を行っている。また、常勤監査役は常勤取締役会ほかコンプライアンス委員会やその他社内重要会議に出席し、取締役の業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備し、経営監視機能の強化・向上を図っている。

* 事業報告に係わる附属明細書で補足する重要な事項はありません。



あずさ監査法人

会計監査人監査報告書

商船三井ドライバルク株式会社
(旧社名 商船三井近海株式会社)

第50期

自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
2021年5月

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日


商船三井ドライバルク株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

戸谷 且典 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松尾 洋孝 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、商船三井ドライバルク株式会社（旧社名 商船三井近海株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査方針等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査環境の整備に努めるとともに、以下の方針で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社施行規則第118条第5号に関連した事項については、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、2020年度公認会計士・監査審査会による業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務に対する検査結果の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討

いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 取締役会決議の内容は内部統制システム構築の基本方針に基づき相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限会社あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月3日

商船三井ドライバルク株式会社

常勤監査役



監査役

